

教育民生委員会記録

開会年月日	令和3年9月17日
開会時刻	午後0時59分
閉会時刻	午後2時44分
出席委員名	◎吉井詩子 ○久保 真 中村 功 上村和生
	楠木宏彦 野崎隆太 世古 明 吉岡勝裕
	浜口 和久 議長
欠席委員名	なし
署名者	中村 功 上村和生
担当書記	野村格也
審査案件	議案第73号 令和3年度伊勢市一般会計補正予算（第6号） （教育民生委員会関係分）
	議案第74号 令和3年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第1号）
	議案第75号 令和3年度伊勢市病院事業会計補正予算（第1号）
	議案第78号 伊勢市立幼稚園条例の一部改正について
	議案第80号 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準に関する条例の一部改正について
	議案第81号 伊勢市国民健康保険条例の一部改正について
	請願第3号 子どもたちの「豊かな学び」の保障を求める請願 子どもたちの「豊かな学び」の保障を求める意見書 （案）
説明員	教育長、事務部長、学校教育部長、教育総務課長、スポーツ課長
	議会事務局長
	ほか関係参与

審査経過

吉井委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に中村委員、上村委員を指名した。その後、直ちに議事に入り、去る8月30日及び9月6日の本会議において審査付託を受けた「議案第73号 令和3年度伊勢市一般会計補正予算（第6号）中、教育民生委員会関係分」他5件を審査し、いずれも原案どおり可決すべしと決定し、委員長報告文の作成については正副委員長に一任することで決定した。

次に、請願の審査を行い、「令和3年請願第3号 子どもたちの「豊かな学び」の保障を求める請願」については賛成多数をもって採択すべしと決定し、委員長報告文の作成については正副委員長に一任することで決定した。

続いて、請願については意見書の提出が求められているため、意見書案の審査を行い、「子どもたちの「豊かな学び」の保障を求める意見書（案）」については一部表現を修正し、提出することと決定した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午後0時59分

◎吉井詩子委員長

ただいまから教育民生委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

これより会議に入ります。会議録署名者2名は、委員長において中村委員、上村委員の御両名を指名いたします。

本日御審査いただきます案件は、去る8月30日及び9月6日の本会議におきまして教育民生委員会に審査付託を受けました7件であります。案件名については、審査案件一覧のとおりです。

お諮りいたします。審査の方法については委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議については、申し出がありましたら随時行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【議案第73号 令和3年度伊勢市一般会計補正予算（第6号）（教育民生委員会関係分）】

◎吉井詩子委員長

それでは、「議案第73号 令和3年度伊勢市一般会計補正予算（第6号）中、教育民生委員会関係分」を御審査願います。

補正予算書の10ページをお開きください。款3民生費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御発言もないようでありますので、款3 民生費の審査を終わります。
次に 12 ページをお開きください。款 4 衛生費を款一括で御審査願います。
御発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎吉井詩子委員長

御発言もないようでありますので、款 4 衛生費の審査を終わります。
次に 22 ページをお開きください。款 11 教育費を款一括で御審査願います。
御発言はありませんか。
はい、吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

失礼します、ここで少しだけお聞かせいただけたらと思います。今回の補正予算で、教育費の体育施設費のところ、ウォーキング等環境整備事業ということで、大仏山のスポーツセンターのほうの外周路を修繕していただくということであります。3,500 万円かけていただくわけですが、コロナのほうでたくさんウォーキングやジョギングに来ていただける方が増えているということで、8月の末もちょっと見に行ったんですけども、現場見に行ったら5、6人、ジョギングやウォーキングをされていました。また、やっぱりその下の砂利なんですけども、昔から舗装が剥げてですね、もう砂利が剥がれてしまって大変滑りやすい状況で、今回直していただくということで、いいことではないかというふうに思いますけども、こちらにアスファルト舗装ということで書いていただいています。滑りにくい舗装等考えているのか、その辺ちょっと工法についてお聞かせいただけたらと思います。

◎吉井詩子委員長

スポーツ課長。

●沖塚スポーツ課長

工法についてのお尋ねですが、今回その上部分の傷んだ、剥がれかかった部分の層を取り除かせていただきまして、その上に新たに、あらかじめ色を練り込んだアスファルトを上を舗装するというような形になります。ですので、これまで上に、今砂利というお話ございましたが、砂利が接着してあったような形でしたが、今回はそういう工法ではないので滑りにくいというふうになると考えております。

◎吉井詩子委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

はい、ありがとうございます。カラーもしていただけてきれいな形で整備していただけたらと思いますけども、舗装期間が結構かかるのではないかと思いますけども、スポー

ツセンター利用者も結構たくさんあります。コロナ対策と言いながら、当分の間、利用禁止になると、またちょっとそれもどうなんかなと思うんですけど、そこら辺はいかがでしょうか。

◎吉井詩子委員長
スポーツ課長。

●沖塚スポーツ課長

この後、御承認いただけましたら、また関係各課と進めては行く予定なんですけど、今のところお伺いしとるのは、御承認いただきました約1か月半ぐらいは舗装等に時間がかかるということをお伺いしておりますので、その期間ちょっと御不便をかけるんかなというふうに考えております。

◎吉井詩子委員長
吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

はい、ありがとうございます。指定管理者の方にちょっとお伺いしたんですけども、最近あそこ、駐車場であったり外周路であったり、自転車の練習をしたりとかですね、あとはスケボーなんかですね、張り紙はしていただいているんですけども、結構このオリンピックからたくさんスケボーが何かどうもはやり出しているみたいで、そういった形でたくさん来られたりもします。当然きれいにされるとですね、そういった利用も増えてこようかと思うんですけども、やはりウォーキング、ジョギング、ランニングのほう考えると、ちょっとその辺は制限を必要になっていくのかなと思いますけど、その辺の考え方についてももう少しお聞かせいただけたらと思います。

◎吉井詩子委員長
スポーツ課長。

●沖塚スポーツ課長

公園内の利用につきましては、まず一つは、施設を傷めるような御利用については禁止をさせていただくという部分でございます。また、危険が想定されるようなものにつきましても御遠慮いただくというような張り紙をさせていただいております。以上でございます。

◎吉井詩子委員長
吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

またその辺、様子を見ていただきながらですね、そういった危険な行為がないように、

また整理されれば、またその辺をお願いしたいと思います。以上です。ありがとうございました。

◎吉井詩子委員長

他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御発言もないようですので、款 11 教育費の審査を終わります。

以上で、議案第 73 号中、教育民生委員会関係分の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

はい、楠木委員。

○楠木宏彦委員

これ、新型コロナウイルス感染症防止対策事業ということで上げていただいている補正予算なんですけれども、この補正予算案に反対の立場から討論をさせていただきます。

これ、新型コロナウイルス感染症対策ということなんですが、まずやっぱりそこで見なければいけないのは、県内でも感染者が急増しており、濃厚接触者でも無症状者が検査対象とならなくなっているという、そういうような状況も報告されています。また、入院すべき感染者が自宅待機を余儀なくされていると、こういう状況も、伊勢市内では分からないんですけれども県内では言われております。そういった状況の中で、いずれにしても検査体制をやっぴりしっかりと充実させていくこと、これが求められているんだと思います。

そして二つ目に、収入が不安定になり、経済的に困難に陥っている世帯、特に独り親世帯や多子世帯などへの支援策、これまでも幾らか支援策が取られてきておりますけれども、コロナ禍が今なお続いている現状の中で、こういった方々への経済的支援、もっとしっかりと財政を回すべきなんじゃないかと思います。

そういう点から言いますと、必ずしも今すぐに緊急に必要なものというものでは必ずしもないんじゃないかというふうなことを感じるんです。今の教育民生委員会の中でも今、吉岡さんからも質問ありましたけれども、ウォーキング等環境整備事業、この事業としては非常に大事なことでやるべきなことだと思うんですけれども、これ今、コロナ感染症対策として行われるべきなのかっていう点については疑問に思います。コロナ対策という点で言うならば、先ほど申し上げたように検査体制を充実させる、それから困窮層への経済的支援をする、こういったところこそもっとしっかりと予算に盛り込むべきだと思います。

このような理由から、一般会計補正予算第 6 号には賛成しかねるということをおっしゃっていただきます。

◎吉井詩子委員長

他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

他にないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 73 号 令和 3 年度伊勢市一般会計補正予算（第 6 号）中、教育民生委員会関係分」について、原案どおり可決することに賛成の方は御起立願います。

〔「賛成者起立」〕

◎吉井詩子委員長

起立多数と認めます。よって議案第 73 号中、教育民生委員会関係分は、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

【議案第 74 号 令和 3 年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）】

◎吉井詩子委員長

次に、「議案第 74 号 令和 3 年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」を御審査願います。

補正予算書の 25 ページをお開きください。25 ページから 35 ページです。本件については一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 74 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 74 号 令和 3 年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 75 号 令和 3 年度伊勢市病院事業会計補正予算（第 1 号）】

◎吉井詩子委員長

次に、「議案第 75 号 令和 3 年度伊勢市病院事業会計補正予算（第 1 号）」を御審査願います。

補正予算書の 37 ページをお開きください。37 ページから 44 ページです。本件についても一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御発言もないようでありますので、以上で議案第 75 号の審査を終わります。
続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 75 号 令和 3 年度伊勢市病院事業会計補正予算（第 1 号）」
については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 78 号 伊勢市立幼稚園条例の一部改正について】

◎吉井詩子委員長

次に、条例等議案書の 18 ページをお開きください。18 ページから 20 ページの「議案
第 78 号 伊勢市立幼稚園条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

はい、楠木委員。

○楠木宏彦委員

幼稚園がですね、もう 10 数年前からだんだんこう閉鎖されてきているということで、
自主的には今運営されていないわけだからということでこれ、廃止をするという、そうい
う条例案なんですけれども、伊勢市でこの間ずっとこう幼稚園への需要が減ってきている
ということについてはどのように見ていらっしゃいますでしょうか。

◎吉井詩子委員長

教育総務課長。

●前村教育総務課長

楠木委員の質問にお答えさせていただきます。幼稚園のほうは近年、入園募集が減少
傾向にございます。これについては、保護者の方の働き方というものが変わってきておる
のではないかというふうに考えております。長時間の勤務をされる方、それからフルタイ
ムでお仕事をされる方が増えてきて、やっぱり保育所へのニーズというものが高まったと
いうことで、幼稚園のほうの入園児のほうが少ないようになってきたというふうに考えておりま
す。以上でございます。

◎吉井詩子委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

例えば幼稚園ですと夕方までやってもらえない、2時とか3時とかで終わってしまうところがあるもので、やはり勤めていらっしゃる方々にとって非常に不便なということで保育所を選んで来ていただいているんだと思うんですけども、そういう状況でしたらこれもやむを得ないのかなと思いますので、はい、ありがとうございます。

◎吉井詩子委員長

他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

他に発言もないようですので、以上で議案第78号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第78号 伊勢市立幼稚園条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第80号 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例の一部改正について】

◎吉井詩子委員長

次に、28ページをお開きください。28ページから39ページの「議案第80号 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御発言もないようでありますので、以上で議案第80号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第80号 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 81 号 伊勢市国民健康保険条例の一部改正について】

◎吉井詩子委員長

次に、40 ページをお開きください。40 ページから 42 ページの「議案第 81 号 伊勢市国民健康保険条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 81 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 81 号 伊勢市国民健康保険条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【令和 3 年請願第 3 号 子どもたちの「豊かな学び」の保障を求める請願】

◎吉井詩子委員長

次に、「令和 3 年請願第 3 号 子どもたちの「豊かな学び」の保障を求める請願」を御審査願います。

御発言はありませんか。

はい、野崎委員。

○野崎隆太委員

ちょっと中身の審査に入ります前に、皆さんにちょっと一つ確認を先にしていただきたいことがありますので、請願法、また伊勢市議会会議規則の条文のちょっと確認をしていただきたいので、ちょっと印刷してきたものがあるので配付させていただいてよろしいですか。

◎吉井詩子委員長

はい、許可いたします。

○野崎隆太委員

今ちょっと、請願法とそれから伊勢市議会会議規則について配付させていただいたんですけれども、少しこれですね、まず請願法の第2条を御覧いただければと思います。

こちらには請願の出し方についての記載があるんですけれども、「請願は、請願者の氏名（法人の場合はその名称）及び住所（住所のない場合は居所）を記載し、文書でこれを行わなければならない。」と書かれております。同じく、伊勢市議会会議規則のほうにも第136条には、「請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印を行わなければならない。」と、このように記載がされております。

で、ですね、本日議題に上がっている請願書について少し目を通していただければと思うんですけれども、こちら住所の記載がございません。ということで、この会議規則にも、それから法律に照らし合わせても、請願者としての審査をするのはちょっと難しいというか、そもそも様式が適合していない、請願書としての要件を満たしていないという現状があるかと思うのです。なので中身の審査以前にですね、ちょっと審査をすることが難しいのではないかと思うんですけれどもいかがでしょうか。

◎吉井詩子委員長

上村委員。

○上村和生委員

住所がなかったということについては、誠に申し訳ない部分あると思うんですけど、見落としとった部分もあって、その辺についてはお詫び申し上げたいと思います。どうも申し訳ございません。

◎吉井詩子委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

その経緯はともかくとして、会議規則にのっとった文章でもないですし、法律にのっとった文章でもないので、効力がそもそもあるかないかというのはあると思うので、また、本来は受理をできるかどうかというところでもあると思いますので、僕はこれ、不採択にするしかないというか、そもそも様式が達していないので、会議規則をねじ曲げるわけにいかないので、今現状、そんな状況ではないかと思うんですけれども、もし皆さんお考えがあれば教えてください。

◎吉井詩子委員長

どなたか御発言ありますか。

はい、楠木委員。

○楠木宏彦委員

不採択とするというよりも、取下げていただくっていう形が一番いいのじゃないかと思います。私、中身についてはですね、非常に大切なことだし、ぜひともこれは意見書として出してもらいたい内容なんですけれども、今のようなそういう瑕疵がありますとね、やはり手続上どうかなという点がありますので、不採択としてしまうともう何かこう否決される形になってしまいますからね。そうじゃなくて取り下げるような形にしてもらったらどうかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

◎吉井詩子委員長

はい、世古委員。

○世古明委員

様式で不採択というのはちょっと違うのかなと私は思いますし、受理する前の議論なら分かるんですけど、受理されて議会運営委員会、本会議でも上がるとるんで、それはそれでいいのではないかと思います。

◎吉井詩子委員長

他にありませんか。

はい、吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

はい、確かに記載漏れなんだろうというふうに思いますので、修正できるのであればそれをしていただくという形で審議する形でいいのではないかというふうに考えます。以上です。

○野崎隆太委員

委員長。

◎吉井詩子委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員議長。

ちょっと休憩いただいてもいいですか。

◎吉井詩子委員長

分かりました。

ちょっとほかの方にも聞いてみます。

はい、中村委員。

○中村功委員

これ、法律及び会議規則にそぐわんと、こういうことなんですが、これまでもこの住所がなくですね、受理してきた経緯もひょっとしたらあるのかなと思うことを考えると、修正ができるのであれば修正、住所に例えばどういふのかな、ちょっと全然違う住所で、疑惑の残るような住所であればそれは認めてくわけにはいきませんが、ごく一般的な法人といいますか、PTA連合というのはそういう組織は認知しとるつもりでありますので、付け加えるというのか修正すれば受理以前の問題なのかなと思いますので、このまま審議をしてもいいのかなとは思いますが。

◎吉井詩子委員長

副委員長はどうですか。

○久保真副委員長

修正できるならしていただいて、この審議を進めていただきたいと思います。

◎吉井詩子委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

よろしいですか。これもう休憩いただけなかったので喋りますけども、皆さんそれぞれ修正であるとか取下げであるとか、ほぼ条文にも会議規則にもものっそらずに好き勝手なことを言ってますけども、修正の手續がそもそも載っているのか。例えば撤回であれば、会議の議題になる前であれば撤回できますけども、会議の議題となったものを除くというのが伊勢市議会会議規則にも実は書いてあります。なので、請願の撤回に関しては、先ほど言ったとおり会議の議題になったものを除くものが、撤回するときは議長の承認を得ればできるという記載がありますけども、もう議題になっている以上はそれはちょっと会議規則には適合しない。

修正に関しては、そもそも会議規則に書いてありませんので、これ感情論ではないので、かわいそうとかどうとかじゃなしに、そもそも適合しないのが分かった状態で会議規則のほうをねじ曲げて通すかどうかというだけの話なので、過去がどうというのは分かった時点で本来は修正するべきですし、余り多くは言わないつもりでしたけど、例えば今まで住所は載っていない請願が国会に上がったときに、請願法から照らし合わせればこれ、無効やなど判断されてですね、送付先で、向こうでそもそも効力を発揮してなかったという可能性もあるわけなんです。それは我々反省せないかんとこなので、過去がどうっていうよりは分かった時点で今どうするかっていうことかなというふうに思います。それは当然僕、議運の委員なので、議運の中でチェックをするべきであったというのは間違いありません。それは今までいろんなところでチェックを素通りしてきたというのは、それぞれの立場でそれぞれ反省していただければいいと思うんですけど、分かった今の時点でこれ以上審査するというのは、僕はちょっと会議規則に照らし合わせても納得が出来ない。それをねじ曲げるのであれば会議規則のこの部分を適用して、こうだからどうっていうのをし

っかりしていただかないと説明が難しいんじゃないかと思います。以上です。

◎吉井詩子委員長

はい、野崎委員のおっしゃっていることは規則、また法律にのっとってそのとおりであると思います。一方議運でも通った、また議題として上がったということも事実でありますので、ちょっと事務局の見解はいかがでしょうか。

事務局。

●中村議会事務局長

すみません、本来事務局のほうもチェックをさせていただかないかところで漏れておりまして、誠に申し訳ございませんでした。皆さんおっしゃっていただいているように、議運、ましてや本会議のほうも通っておりますので、野崎委員のおっしゃっていただくことも含めて、少し住所のない場合の対応について、ちょっと調べさせていただきたいなと思いますけども、お時間をもらうというわけにはいけませんでしょうか。

◎吉井詩子委員長

住所がなくても議運でも上げられた、また、通ったというような場合について調べていただくということですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

それでは、少し調べていただきますので、暫時休憩をいたします。

再開時間につきましては、また追って連絡いたします。

休憩 午後 1 時24分

再開 午後 1 時49分

◎吉井詩子委員長

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

先ほど事務局のほうで調査をしていただきましたので、報告願います。

事務局。

●中村議会事務局長

先ほども申し上げさせていただきましたが、本来ですと事務局のほうでチェックをさせていただかないかところをチェックが漏れており、誠に申し訳ございませんでした。

標準会議規則を作っております全国市議会議長会のほうに尋ねさせていただきました。野崎委員おっしゃっていただいてもうとるように、本来は住所がないと駄目やというようにおっしゃってもうしております。

その中で、議運も通っておりますし、本会議も通っておりますのでどうさせてもらったらよろしいでしょうかという御相談をさせていただきましたら、請願者のほうの住所が

分かれば、そういう書類もつけていただいて審議してもらって差し支えないと違いますか
ということはおっしゃっていただきました。以上でございます。

◎吉井詩子委員長

今、住所が分かればという結果でございますが、上村委員いかがですか。

はい、上村委員。

○上村和生委員

すみません、今すぐと言われると、今のこの時点でっていうとすぐに出ませんけども、
すぐに確認させていただいて報告させていただきます。

◎吉井詩子委員長

確認できますか。

○上村和生委員

はい、確認させていただいて報告させていただきます。

◎吉井詩子委員長

それでは、住所を確認していただいて。

暫時休憩をいたします。

再開時間につきましては、また追って連絡いたします。

休憩 午後 1 時50分

再開 午後 2 時23分

◎吉井詩子委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

上村委員、報告をお願いします。

上村委員。

○上村和生委員

時間を取らせまして誠に申し訳ございませんでした。住所のほうを記載させていただきましたので、すみませんけども配らせていただいてもよろしいでしょうか。

◎吉井詩子委員長

はい。

○上村和生委員

お願いいたします。はい、すみません。お願いします。

◎吉井詩子委員長

はい、これで住所の追加をしていただきました。出された本人さんにも確認はしてもらってますか。

○上村和生委員

はい。

◎吉井詩子委員長

はい、それでは、「令和3年請願第3号 子どもたちの「豊かな学び」の保障を求める請願」を御審査願います。

御発言ありませんか。

はい、野崎委員。

○野崎隆太委員

先ほど私の質問から少しお時間をいただきありがとうございました。

先ほども途中で言いましたけども、それぞれの立場で私も議運の委員ということも含めてですね、請願の紹介人だけではなく、それぞれの立場でこういったことを確認をしていくべきだったとっております。その点では私も反省をしております。また、住所についても調べていただきましてありがとうございました。文書としても有効ということで、このまま審査に入らせていただければと思います。

一点ですね、まずお伺いをさせていただきたいと思うんですけども、この請願、子どもたちというような表現の請願でございます。子どもの定義について教えてください。

◎吉井詩子委員長

上村委員。

○上村和生委員

すみません。皆さん方、普通に使われています子どもと言われる部分だと私は理解しておりますけれども、ここに書かれとる内容についてそこまで詳しく、ここに書かれていること以上のことは、何て言うたらいいんですかね、以上でもないし以下でもないということで、私としての私見言うてしまって、間違っとること言うてしまうといけませんので、その部分についてはこの文書から読み取りをお願いしたいと思っております。

◎吉井詩子委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

はい、分かりました。それでしたらですね、これ質問という形ではないのかもしれませんが、文章が子どもたちの、という形で書かれております。例えばですけども、いろんな解釈の仕方があると思うんですけども、今、成人の年齢というのは18歳以上は成人

でございます。これは、子どもの権利条約においても、国際的な条約でも18歳未満の者が子どもということで定義をされております。

しかしながらですね、この請願の趣旨の1文目はですね、1番最後の行が高等学校等就学支援金制度においては、というところから始まってですね、全ての大学、短大、専門学校は対象となっていないなどという形で、そもそも子ども以外のことや文章の結論としてこれ、出てきているようにも思うんですけども、この辺、紹介議員としては請願人と何かしらやりとりしているのはございましたでしょうか。

◎吉井詩子委員長

上村委員。

○上村和生委員

これも先ほど言わせていただいたのと同じですけども、私はこの子どもという定義の部分も、そこまでこの子どもの定義まで聞いておりませんが、その18歳以上の部分も含めて、このことを言われておるといふふうには理解しています。若干、子どもという表現がどうなのかと言われるとあれでありますけども、その18歳以上の方も含まれておるといふふうに思っています。一部の方っていうか、就学援助とか修学ということで、貧困対策でいろいろ支援もあると思いますので、そこの部分の年齢の方、対象の方については対象になってこようかというふうに思っています。

◎吉井詩子委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

分かりました、もう結構です。

◎吉井詩子委員長

よろしいですか。

はい、他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎吉井詩子委員長

他に発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

はい、野崎委員。

○野崎隆太委員

それではこの請願第3号にですね、反対の立場で討論をさせていただければと思います。先ほど少し御質問申し上げましたとおりこれ、子どもたちの、という文章で始まっておりまして、請願事項も子どもという形で記載されておりますけれども、請願趣旨の中身がそれとはそもそも異なっているのではないかと私は感じております。

それは、先ほども言いましたとおり多くのもので子どもの定義というのは、18歳未満というふうな形で書かれておりますけれども、ここでは大学、短大、専門学校を対象にするようにという制度の改善を求めたりとか、この辺りはもう子どものことから離れているのかなというふうにも思います。

またもう一点、これはもう何度もこの場ではお話をしておりますけれども、義務教育国庫負担の制度そのものがですね、さらなる拡充というような、制度の充実ということで今回も請願が上がってきておりますけれども、私はここで申し上げてますとおり地方分権一括法の推進法以降ですね、本来は、国と地方自治体は同列もしくは同等の立場で話をしていかなきゃいかんというようなことであると認識をしておりますけれども、この国庫負担の拡充というのはですね、国から地方自治体に対する圧力にもつながりかねないというような懸念を実際、言われておりますし、加配措置等も全てその場所場所に適した教育を行っていくべきだということで議論がなされてきた経緯もございます。

これに関しては、全国市議会議長会であるとか知事会からもこの財源の移譲ということは過去に要望が上がっておるはずでございますので、そういったことも含めてですね、この請願書には反対という立場で討論をさせていただければと思います。以上です。

◎吉井詩子委員長

他にありませんか。

はい、楠木委員。

○楠木宏彦委員

賛成の立場から討論させていただきます。子どもについての概念のことで議論になりましたけれども、確かに国際的にも国内においても子どもの定義は18歳未満ということになっておるんですけれども、ここの趣旨は、もちろん今、生涯学習とかそういったことで非常に、どういう年になってもね、教育を受けられるということはあるんですけども、通常の日本の教育課程で行くと大学、22歳まで、あるいは大学院も含めていいと思うんですけども、その辺りまでですね、いわゆる普通に教育を受けている人々に対する支援という意味で、これはこれでいいんじゃないかと思います。

それからもう一つ、確かに地方分権というのはありますけれども、この根本をね、先生方の、義務教育定数法ですか、あれはやっぱり法律で決まっていることで、国がやることですから、そこのところも改善してかなきゃいけないということになりますので、私は賛成をさせていただきたいと思います。

◎吉井詩子委員長

他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

ないようでございますので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「令和3年請願第3号 子どもたちの「豊かな学び」の保障を求める請願」については、採択することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

◎吉井詩子委員長

はい、ありがとうございます。

起立多数であります。よって、令和3年請願第3号は採択すべしと決定いたしました。以上で付託案件の審査はすべて終了しました。

お諮りいたします。委員長報告文の作成については正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎吉井詩子委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

「請願第3号、子どもたちの「豊かな学び」の保障を求める請願」については、意見書の提出を求めたものであり、本請願が本会議で採択された場合には、請願に係る意見書の提出が必要となってまいりますので、意見書案について御審査願います。

なお、本会議で請願が採択された場合、意見書案は委員会名または賛成者の連名で提出いたします。委員長におきまして文案を用意しておりますので、書記に配付させます。

それでは、意見書案精読のため2時40分まで休憩いたします。

休憩 午後2時34分

再開 午後2時40分

【子どもたちの「豊かな学び」の保障を求める意見書（案）】

◎吉井詩子委員長

休憩を解き、再開いたします。

御発言はありませんか。

はい、楠木委員。

○楠木宏彦委員

この意見書案の文面、ややちょっと読み取りにくいところがあるので修正してはどうかと思うんですが、それは3ページ目の8行目のまたっていうところ、ここから始まる文なんですけれども、保護者が子どもたちを学校へ通わせるためのマスクや消毒液等、感染対策に係る保護者の経費負担は、というふうに行くと自然につながるような感じがするんですけども。

◎吉井詩子委員長

ただいまの発言に対して、何かありませんか。

どなたかよろしいですか。

はい、中村委員。

○中村功委員

すみません、今の部分のところで、またってこういうのが、もう1文見るとまたが続きますので、ここは削除か変わる言葉が文法的にはいるのではないかと、このように思います。もう一度言いますと6行目にまたがあります、6行目のまた、またまたになる、普通、またがくると次はさらにはとか、文法的には続くんやけど、別に接続語が要らないのであれば、新型っていうのはちょっと改行、一文字落とすとか。

◎吉井詩子委員長

今の中村委員の御発言に何かありませんか。
楠木委員。

○楠木宏彦委員

この段落の、また教育の今日的課題というところのまたを省いたらどうでしょうか。そのあとの二つの部分をね、またでつなげてやっていけばいいと思うんです。

◎吉井詩子委員長

はい、ただいまの楠木委員の御発言に何かありませんか。
これでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

はい、ではそのように修正をしていただくことで決定いたしたいと思いますがよろしいでしょうか。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

では御異議ないものとして、そのように修正をすることといたします。
他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

他にないようでございますので、以上で審査を終わります。
続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。「子どもたちの「豊かな学び」の保障を求める意見書（案）」については、修正案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。
以上で御審査いただきます案件の審査は終わりましたので、これをもちまして教育民

生委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後 2 時44分

上記署名する。

令和 3 年 9 月 17 日

委 員 長

委 員

委 員